

## タクシー車両による緊急輸送等に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力して第4条に規定する業務（以下「緊急輸送等」という。）を円滑に行うことにより、災害による被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力義務）

第2条 乙は、甲から緊急輸送等の要請を受けたときは、やむをえない事由のない限り、通常業務に優先して緊急輸送等を行うものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、緊急輸送等を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、電話、FAX、メール、口頭等により要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために必要な措置を講じるものとする。

（緊急輸送等）

第4条 乙は、災害発生時等において、次の業務を行う。

- (1) 甲の職員等の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員及び資器材等の輸送業務
- (3) 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号）の輸送業務
- (4) 災害による傷病者等の輸送業務
- (5) 被害状況の情報収集及び情報提供に関する業務
- (6) 乙の会員が保有する井戸の水を提供する業務
- (7) その他甲が必要と認めた業務

（情報提供）

第5条 甲及び乙は、緊急輸送等を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

2 前項の提供は、電話、FAX、メール、口頭、甲が設置したMCA無線等により行うものとする。

3 乙は、甲に対し、車載カメラ等により撮影した映像を提供するとともに、甲において当該動画を閲覧するために必要となるIDを発行するものとする。

4 乙は、市民等に対し、サイネージ等により災害情報、避難者誘導等の情報提供を行うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、緊急輸送等を実施したときは、当該業務終了後、速やかに書面により甲へ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX、メール、口頭等により報告し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、緊急輸送等に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が緊急輸送等に使用する車両等について、関係機関等への緊急車両等の認定手続を行うものとする。

4 乙は、毎年度、緊急輸送等に使用することのできる車両等の台数について、甲に報告するものとする。

(費用負担等)

第8条 緊急輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、緊急輸送等を行った時点における適正価格を基準として、第6条の規定による報告に基づき、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 緊急輸送等の実施により、乙の会員の運転手等が死傷し、又は緊急輸送等に使用した車両等が損傷したときは、甲乙協議の上、災害補償等の内容を決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がない場合には、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙がその都度協議として定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月26日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 内田悦嗣

乙 船橋市本町7丁目1番1号  
一般社団法人千葉県タクシー協会  
京葉支部  
支部長 武藤厚